

令和4年度第1回  
廃棄物減量化対策推進検討会  
—配布資料—

令和4年9月20日  
小山広域保健衛生組合

## 目次

|                                    |    |      |
|------------------------------------|----|------|
| 1. ごみ減量化の実施方針について .....            | 1  | 資料 1 |
| 2. 燃やすごみ減量化施策の取組状況・今後の方針について ..... | 2  | 資料 2 |
| 3. 指定袋制度実施スケジュール（案）について .....      | 9  | 資料 3 |
| 4. 指定袋制度導入に係るアンケート調査について .....     | 10 | 資料 4 |

## 議題1 ごみ減量化の実施方針について

令和3年度第3回廃棄物減量化対策推進検討会にてご提出いただきました提言書の内容をもとに、ごみの減量化施策を推進してまいりましたので、現在のごみ減量化の実施方針について、次のとおりご報告いたします。

### 1. ごみ減量化施策の積極的な実施について

提言書にて、「①ごみの分別の徹底拡大などごみ減量化施策を積極的に実施すること」との提言をいただいたことから、組合及び構成市町においては、ごみ減量化施策を積極的に取り組んでまいりました。

前回までの検討会で「燃やすごみ減量化施策10項目」としてご説明してきたものについて、外国人向けの分別啓発物の作成や、直接搬入者に対する分別指導の徹底などを、燃やすごみに限らず実施しております。

内容の詳細につきましては、このあと【議題2 燃やすごみ減量化施策の取組状況と今後の方針について】にてご説明いたしますが、今後も更に積極的に施策を実施していきます。

### 2. 事業系並びに家庭系指定袋の実施について

提言書にて、「②削減目標を達成するための事業系並びに家庭系指定袋を実施すること」との提言をいただいたことから、指定袋制度の導入について検討を進めております。

前回までの検討会の内容のとおり、家庭系の指定袋は、袋の代金にごみ処理手数料を上乗せしない「単純指定袋制度」（別紙資料 P1～2）での導入を進めるものとし、住民の方には金銭的な負担により減量化を強制するのではなく、分別の取り掛かりとして指定袋を使用していただきます。

また、事業系の指定袋についてですが、検討会においては、袋の代金にごみ処理手数料を上乗せする「有料指定袋制度」（別紙資料 P3）での導入を検討しているところでしたが、家庭系を「単純指定袋制度」で導入を進めるにあたり、同じ制度で導入することにより費用を抑えられることやトラブルを抑制できること、さらに事業系は既に有料化していることから、費用負担による減量効果は少ないことが予想されたため、家庭系と同じ「単純指定袋制度」での導入を進めて参ります。

指定袋制度の実施にあたり住民アンケートを実施する予定ですが、アンケート内容及び今後の実施スケジュールにつきましては、【議題3 指定袋制度実施スケジュール（案）について】、【議題4 指定袋制度導入に係るアンケート調査について】にてご説明いたします。

## 議題2 燃やすごみ減量化施策の取組状況・今後の方針について

①家庭ごみ指定袋制度の導入(主体:組合建設政策課、市町)

②事業ごみ指定袋制度の導入、手数料の見直し(主体:組合建設政策課、市町)

※①、②は同時並行のため、一括で記載。また、各市町においてはごみ減量化実務担当者ワーキンググループ(以下WG)で協議

≪組合建設政策課≫

## 令和3年度 取組状況

- ・第3回廃棄物減量化推進検討会において、燃やすごみ減量化施策に関する提言書が採択され、組合役員会及び組合議会で説明した。
- ・今後の進行方針について3月実施の部課長会議で報告したところ、合意形成を図ることはできなかったため、令和4年度以降は制度設計について事務担当者レベルでの会議(WG)を実施して取り組むことになった。

## 令和4年度 現時点までの取組状況及び今後の計画

- ・WGを4月、6月、7月、8月に開催し、指定袋制度の制度設計について協議した。協議の結果、家庭系・事業系共にまずは単純指定袋制度を導入し、ごみ減量化の達成度合いを見て、必要であれば有料指定袋制度へ移行する方針で今後の検討を進めていく。
- ・今後の進め方について、各市町が10月から11月ごろに住民を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を基に仕様等を決定し、基本方針に反映する方針とする。
- ・アンケート調査票は組合で各市町共通様式の草案を作成し、7月28日に実施したWGで内容を協議し、各市町の意見を反映して完成した。  
各市町はこの共通様式のアンケート調査票を基に、必要に応じて設問を追加して使用するものとする。(議題4資料参照)
- ・WGは今後も適宜開催し、当面はWGの場で基本方針について協議していく。また、アンケート調査の結果がまとまったら改めてWGの場を設け、基本方針にアンケート結果を落とし込み12月に基本方針を作成する方針とする。
- ・事業系ごみ指定袋基本方針については先行して組合で単純指定袋制度での導入を前提とした内容で作成を進めている。仕様については今後のWGで協議して決定する。

## ③ごみの分別啓発物の作成、配布(主体:市町)

## 《小山市》

- ・自治体国際化協会(クレア)の助成事業を活用し、ベトナム語、ネパール語、ウルドゥー語のごみ分別看板を作成した。
- ・上記の看板について、自治会に限らず派遣会社や飲食店、教会などの外国人が集まるところへ広報及び設置に回る予定。

## 《下野市》

- ・県の「わがまちつながり構築事業」を財源として動画作成していく予定であったが、県より交付金事業に該当しない旨の回答があったため、財源確保含めて再検討している。
- ・石橋地区に向けた説明も必要になるためそれに向けた準備も行っていく。

## 《野木町》

- ・広報紙にごみの出し方等を毎月掲載(各戸配布)
- ・家庭ごみ収集計画表での周知(2月自治会使送で各戸配布)

## ④雑紙分別保管袋の作成、配布並びに雑紙分別収集の啓発(主体:市町)

## 《小山市》

- ・保管袋の作成・配布は現実的でないため、実施の予定はない。
- ・雑紙の分別収集については、ホームページ、分別冊子に掲載している他、コミュニティFM「おーラジ」において毎月案内している。

## 《下野市》

- ・令和元年10月～12月に各自治会加入世帯を対象に保管袋を配布した。

|       | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   |
|-------|---------|---------|---------|
| 燃やすごみ | 10,082t | 10,928t | 10,633t |
| 雑紙    | 400t    | 430t    | 384t    |

※コロナ渦による影響もあり、効果の有効性が確認しにくい状態

- ・燃やすごみが増えているものの、雑紙の収集が減っている現状から、改めて分別徹底を行っていききたい。

## 《野木町》

- ・広報紙での啓発
- ・転入者へのチラシ配布と説明

## ⑤直接搬入者の実態把握、指導(主体:組合施設管理課)

《組合施設管理課》

## 令和3年度実績報告

- ・多量排出者を対象に予定していた中央清掃センターの展開検査については、国の緊急事態宣言や栃木県のまん延防止期間により中止した。

## 令和4年度の計画

- ・本年4月から「組合管内廃棄物の搬入に対する指導に関する要綱」を制定し、各施設での直接搬入者(主に事業者)や多量排出者を対象に指導(搬入調査)として、週3日程度間取り調査を実施する。
- ・違反ごみの搬入者に対しては指導書を交付して改善に努めていただくよう啓発している。
- ・下記の日程で市町と合同で搬入事業者に対する抜き打ち検査を実施予定。

| 中央清掃センター  | リサイクルセンター | 南部清掃センター |
|-----------|-----------|----------|
| 5月・11月・2月 | 9月・2月     | 5月・11月   |

## ⑥事業所のごみ処理の実態把握、指導(主体:組合施設管理課、市町)

《小山市》

- ・当初予定していた収集運搬業者とも契約せず、直接搬入もしていない業者の把握については、取り組めていない状況。

《下野市》

- ・下野市の委託業者(5社)に多量排出事業者(1,000kg/月以上)の照会を実施しており、現在集計中。

《野木町》

- ・組合から指摘があった事業者への指導を行う予定。

## 《組合施設管理課》

### 令和3年度実績報告

- ・リサイクルセンターではごみ減量対策や、管外や事業系の産業廃棄物等の不正搬入の防止を含めて、各市町委託収集及び事業系の収集業者を調査対象とし、4月9日～3月30日の間に搬入物検査及び聞取り調査を実施した。
- ・検査では分別が周知されてきた結果、事業所排出時には袋ごとに資源物と不燃物として分別された状態が多くみられ比較的良好であったが、収集時にこれらを混在で収集してしまい再資源化不適物となっていることが多くあった。収集事業者へは混在しないようにあらためてお願いしており、特に、分別が悪いところについては個別に事業者へ改善の通知を送付している。
- ・燃えるごみの中に産業廃棄物と思われるプラスチック製品などが混在されているケースも見られ、事業系マニュアル等を配布し適正な処理をお願いしている。
- ・収運許可を出している市町には今回の結果を踏まえ、パッカー車で収集することが多い資源ごみ減量化のために、平ボディなどで分別して収集することができないか再度ご検討をお願いしたいと考えている。

### 令和4年度の計画

- ・事業ごみの実態把握については、年に4回程度開催する抜打ち展開検査にて実施する。
  - ・4月から「組合管内廃棄物の搬入に対する指導に関する要綱」を制定し、事業所への指導や施設への搬入の停止なども行えるよう事業系ごみの搬入マニュアルと併せて、市町及びホームページに事業ごみの出し方と資源化を啓発している。併せて、年間を通じて各施設での職員による分別指導(搬入調査)を実施し、ごみの適正処理を行っていく。
  - ・リサイクルセンターへ搬入される事業所からでるごみについては、処理が困難だと思われる産業廃棄物の搬入が多くみられるため、搬入検査により、不適正搬入物が確認された場合はすべて持ち帰り、産業廃棄物として処理するように指導を行っている。
- また、廃棄物の収集にあたっては収集運搬許可事業者が多いため、事業者及び市町を含めての適性搬出に関する意見や調査を行い分別収集の方法について検討を進めていく。

## ⑦多量排出事業所への訪問指導(主体:市町)

### 《小山市》

- ・令和3年度にスーパーマーケット等の訪問指導を実施したところ、訪問した各店舗はいずれもごみの削減に取り組んでおり、分別も徹底されているため、改めて指導するレベルではなかった。
- ・訪問した事業者に対し、今後も引き続き訪問指導を続けていくか、別の施策を実施していくかは検討中。

### 《下野市》

- ・⑤の調査結果を基に多量排出事業者に対し、ごみの排出状況、資源化等減量化施策状況の確認等を予定している。  
※訪問は控え、書面での対応を予定

### 《野木町》

- ・継続して実施

## ⑧公共施設の機密文書のリサイクル処理(主体:市町)

### 《小山市》

機密文書の溶融処理を実施しています。令和4年度は3回実施予定。

実績 令和4年3月実施 15,030kg

令和4年5月実施 7,950kg

### 《下野市》

- ・機密文書の溶融処理を実施(年間3~4回実施)

実績 平成28年度 21,740kg

平成29年度 27,850kg

平成30年度 19,290kg

令和元年度 24,903kg

令和2年度 18,510kg

令和3年度 20,690kg

令和4年度 12,820kg

※令和4年度実績は一回目の溶融処理が完了した時点での実績



### 《野木町》

- ・令和2年度より実施。今年度も機密文書について溶融化かシュレッダー処理を行う

実績 令和2年度 2,320kg

令和3年度 2,920kg

※令和4年度分について9月時点では未実施

### ※参考 《組合》

- ・令和2年度より機密文書の溶融処理を実施

実績 令和2年度 1,320kg 令和3年度 360kg

令和4年度 940kg（6月実施）

※令和3年実績は年度下旬の実施であったため、他の年度の実施分と比較して実績が少なくなっている。

### ⑨リサイクル可能な紙類の焼却施設への搬入禁止（主体：組合施設管理課、市町）

#### 《小山市》

- ・市内では、⑧のとおり対応している。
- ・市内で取り組むことができたため、事業者宛てに公式ホームページ等で周知している。

#### 《下野市》

- ・庁舎内掲示板にて案内済み
- ・今後の説明会等の機会周知していきたい。

#### 《野木町》

- ・広報紙による啓発

## 《組合施設管理課》

### 令和3年度実績報告

- ・7月より直接搬入者に対しては、紙袋や米袋での搬入を全面的に禁止し資源として搬出するように指導を行った。
- ・市町の直営ごみや事業所については、機密文書としての焼却対応を禁止し、シュレッダーや溶融処理による資源化を呼びかけており徐々に浸透しつつある。
- ・事業所の排出者の中には、搬入検査で燃えるごみへの雑紙混入などの分別不適や資源として活用できる紙製のごみ袋で収集され思うように減量化が進まないなどの課題も出ている。

### 令和4年度の計画

- ・紙資源の分別について収集事業者への聞き取りでは機密を含む紙類については収集時に巻き込んでもよいとの内部指導があったため、再度事業者への周知が必要であると考え、チラシ配布などにより再度分別指導を進めていく。
- ・不燃系資源物受け入れにあたり、分別不適などの多くは事業系の収集委託業者からの搬入であり、これらの事業所から排出されたごみの搬入検査を実施し、再資源化を促進するため、「事業系ごみの減量・搬入マニュアル」を活用し収集事業者から搬出元への指導など、引き続き啓発活動を進める。

## ⑩食品ロスの削減(主体:組合、市町)

### 《小山市》

- ・市ホームページに掲載し、周知を図っている他、コミュニティFMおーラジにて、すぐに食べる食品の手前どりを市民向けに案内している。
- ・市内には、「宿泊業、飲食サービス業」に分類される事業所が687事業所あり(令和3年経済センサス活動調査)、コロナ禍の影響もあることから、指導方法を検討する。

### 《下野市》

- ・市ホームページにて掲載

### 《野木町》

- ・広報紙による啓発

### 《組合》

- ・令和2年度に事業系燃やすごみに含まれる食品ロスの調査結果と削減に有効な施策をまとめた事業所向けのパンフレット及び報告書を作成し、令和3年4月にパンフレットをホームページに公開するとともに、市町にパンフレットと報告書を提供した。

## 議題3 指定袋制度実施スケジュール(案)について

指定袋制度の導入を開始する場合における、議会や住民、事業者への周知スケジュール(案)を示します。前回検討会で提示した案1(事業系:令和5年度 家庭系:令和6年度開始)をベースに、今後の実施スケジュール(案)を提示します。

なお、スケジュールは今後も引き続き、市町と組合で進捗状況に応じて協議してまいります。

事業系:令和5年度開始

家庭系:令和6年度開始

| 年度   | 事業系   | 家庭系   |
|------|---|---|
| 令和4年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町議会で実施報告</li> <li>・周知に向けた準備(随時)</li> <li>・基本方針策定(R4.12)</li> <li>・収集運搬業者からの意見聴取</li> <li>・事業者への周知</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町議会で実施報告</li> <li>・住民アンケート(R4.10~11)</li> <li>・基本方針(案)作成(R4.12)</li> <li>・周知に向けた準備(随時)</li> <li>・住民への周知</li> </ul> |
| 令和5年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者向け説明会(R5.4~9)</li> <li>・指定袋制度開始(R5)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針(案)パブリックコメント</li> <li>・基本方針策定(R5.6)</li> <li>・住民への周知</li> <li>・住民向け説明会(R6.1~9)</li> </ul>                       |
| 令和6年 |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への周知</li> <li>・住民向け説明会(R6.1~9)</li> <li>・指定袋制度開始(R6)</li> </ul>   |

## 議題4 指定袋制度導入に係るアンケート調査について

### 1. アンケート調査の背景と目的

各市町共に共通の指定袋を導入したいとの意向から、共通仕様の指定袋の導入に向けワーキンググループで協議してきた結果、2市1町で共通様式を用いた指定袋基本方針を策定する方針となりました。そのためアンケート調査を実施し、得られた住民の意向を基本方針及び指定袋の仕様に反映させていきます。

### 2. アンケート調査の方針

指定袋制度は家庭系・事業系共に導入を進めているところですが、事業系については、①事業所は住民よりも層の幅が広く、様々な意見が出るのが想定され、それらを幅広く制度に取り込むことは難しいこと、②事業系アンケート調査の先行事例が、確認できた範囲では1自治体しかなく有効性があるか疑問であること、③事業所は住民よりも圧倒的に母数が少ないため、統計学的に有意なデータが得られる確証がないことから、アンケート調査は家庭系指定袋を想定した住民アンケートのみ実施します。得られたアンケート結果は集計後、各市町と組合で共有し、ごみ減量化実務担当者ワーキンググループにおいて、基本方針の作成及び導入する指定袋の仕様を決めるための資料として活用します。

なお、アンケート調査は以下の条件で実施します。

1. 対象：各市町の住民基本台帳に登録されている18歳以上の住民(無作為抽出)

2. 集計方法：単純集計<sup>※1</sup>

(各市町がクロス集計<sup>※2</sup>を実施することは妨げないが、今後のスケジュールの関係上、指定袋制度導入に向けた資料として使用するものは単純集計の結果で良いものとする)

3. 調査対象数：各市町共に1,000人<sup>※3</sup>程度を想定

(具体的な配布数については各市町でそれぞれ検討)

→小山市：2,000人 下野市：2,000人 野木町：1,000人 でそれぞれ実施の方針

※1 アンケート等の結果を回答ごとに集計する方法

※2 アンケート等の結果を回答者の属性等、他の要素と組み合わせた集計方法

※3 指定袋制度導入に係るアンケート調査の先行事例を確認したところ、回答率が40～50%程度であり、各市町の人口からそれぞれ統計学的に有意なデータを得るためにはそれぞれ400人弱程度の回答が得られれば良いため、調査対象数については1,000人程度を想定した。(別紙資料P5～6参照)

## 3. アンケート調査の内容

今回実施するアンケート調査は家庭系指定袋制度の導入に向けて実施するため、“①回答者属性に係る設問”、“②指定袋制度導入についての設問”、“③指定袋の仕様に係る設問”について、各市町で共通の設問を使用する方針としました。これらの設問については、先行事例(京都府長岡京市、兵庫県芦屋市、鳥取県米子市、愛知県新城市、東京都国立市 別紙資料 P4 参照)を参考に作成したものをワーキンググループで提示し、各市町から寄せられた意見を基に作成しております。

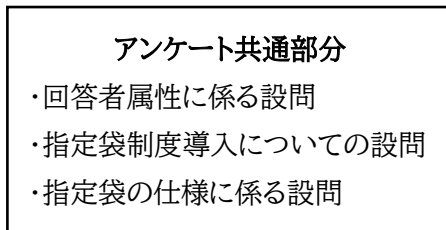
なお、先行事例では指定袋導入に係るアンケート調査に、ごみの減量化に対する意識や分別状況などについての設問も含め、これらの状況調査も同時に行っているケースが多く見られることから、今回作成したアンケート共通部分に加えて、各市町が必要に応じて設問を追加して使用します。

アンケートの集計方法について、導入スケジュールの関係上単純集計を採用していますが、今後当アンケート結果を指定袋制度導入に係る事務以外にも活かせる余地を残すこと、各市町が独自に設問を追加した際のデータ収集のために回答者属性に係る設問を加えております。

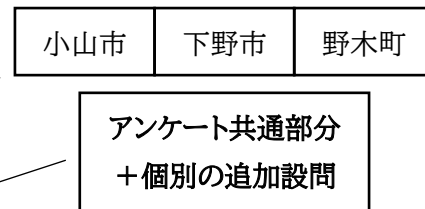
※アンケート調査票の現時点での案については別紙資料 P7～14 参照

## アンケート調査のイメージ

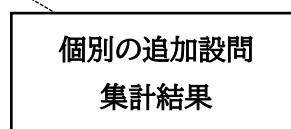
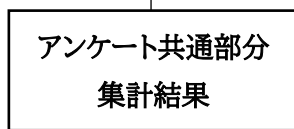
①アンケート共通部分を作成



②各市町に共有のうえ、各市町で必要に応じ設問を追加



③各市町においてアンケート調査を実施及び集計する



④アンケート共通部分の集計結果を基に基本方針及び指定袋の仕様を決定する

個別で追加した設問の集計結果は各市町が参考資料としてそれぞれ活用する